



# 東日本大震災における災害救助法の適用及び応急救助事務について

保健福祉総務課総務班

主査 佐々木 幹治

# 災害救助法の位置づけ

## 災害対策

### 災害対策基本法

- 防災に関する組織
  - 防災計画
  - 災害予防
  - 災害復旧・財政金融措置
- 等

### 災害救助法

- 救助活動
- 国庫補助

# 災害救助法の概要

## 1 目的

災害に際して、国が地方公共団体，日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に，応急的に必要な救助を行い，災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ること。

## 2 実施体制

都道府県知事（法定受託事務）

市町村長（都道府県知事の補助）

## 3 適用基準

災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。

# 災害救助法の概要

## 4 救助の種類

- ① 収容施設（避難所，応急仮設住宅）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療，助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

# 災害救助法の適用

■ 法適用日 : 平成23年3月11日

【4号適用】

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

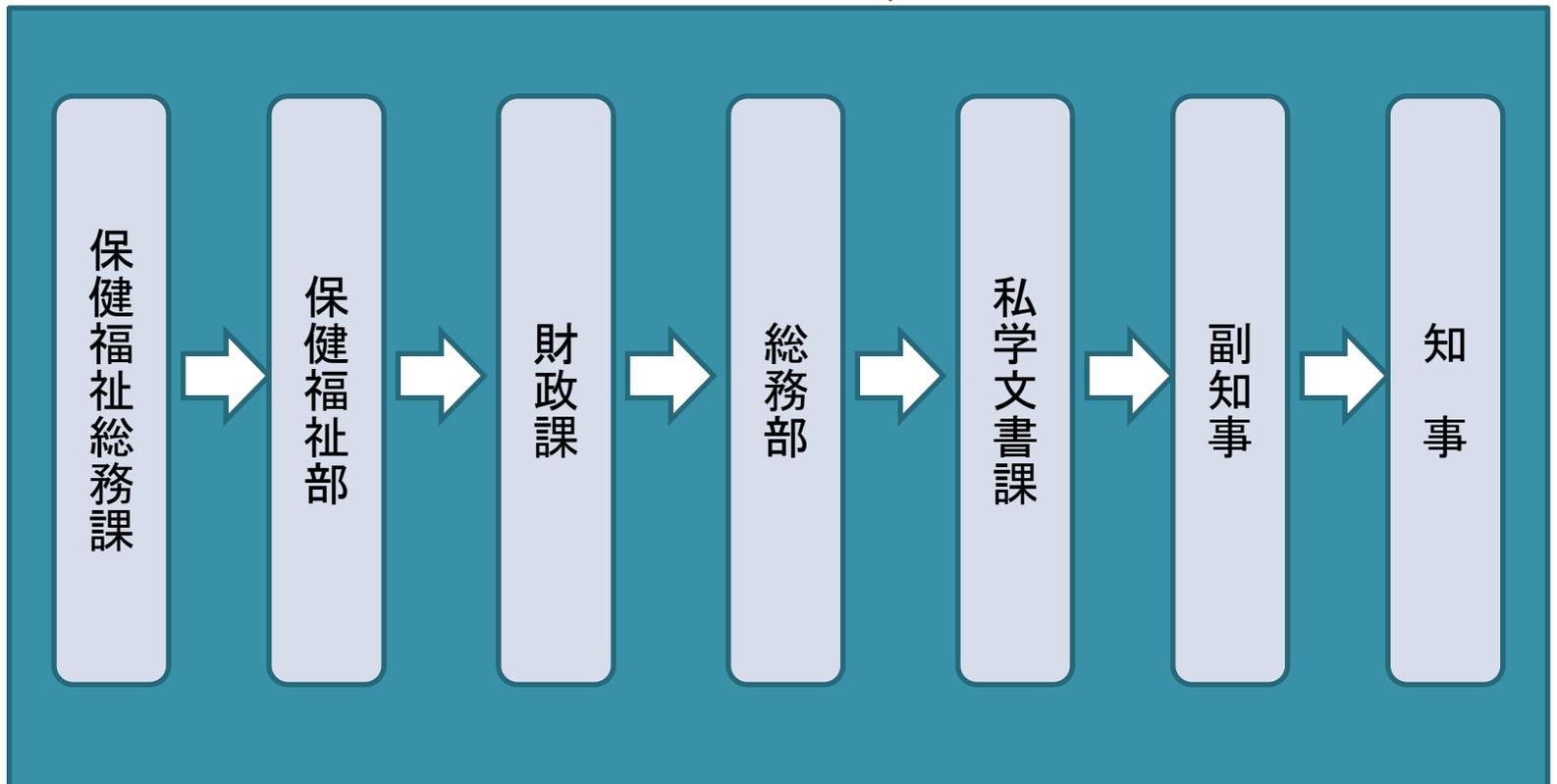
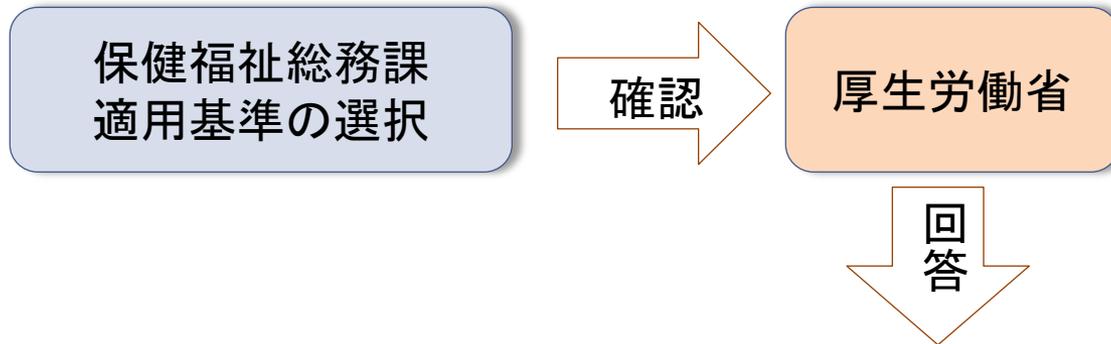
(基準省令)

①災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること  
(基準省令第2条第1号)

②災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を要とすること  
(基準省令第2条第2号)

■ 適用市町村 : 全市町村

# 適用の流れ



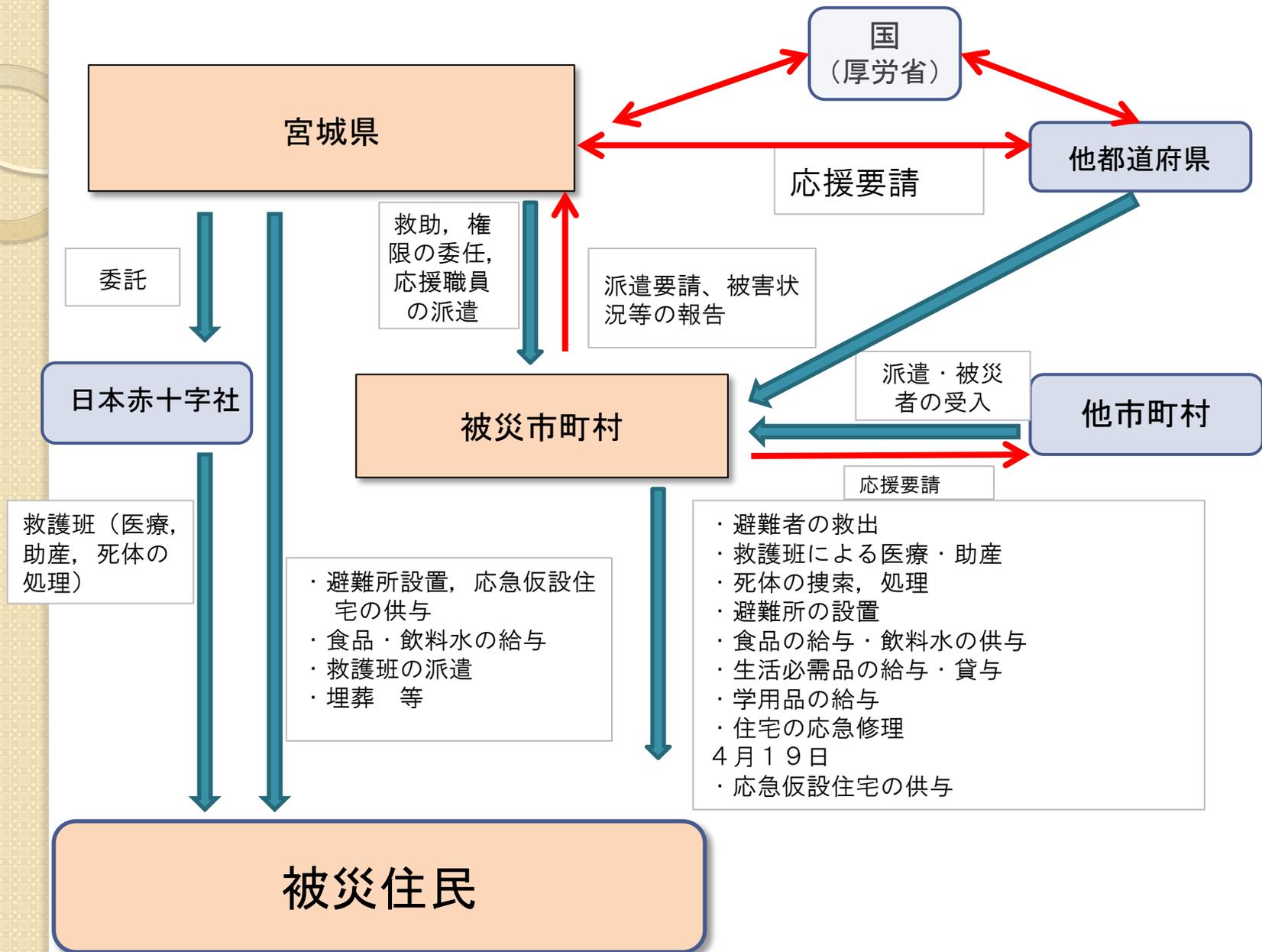
# 市町村への周知方法

- 防災無線ファクシミリの活用



- 本庁⇔県合同庁舎 定期便の活用

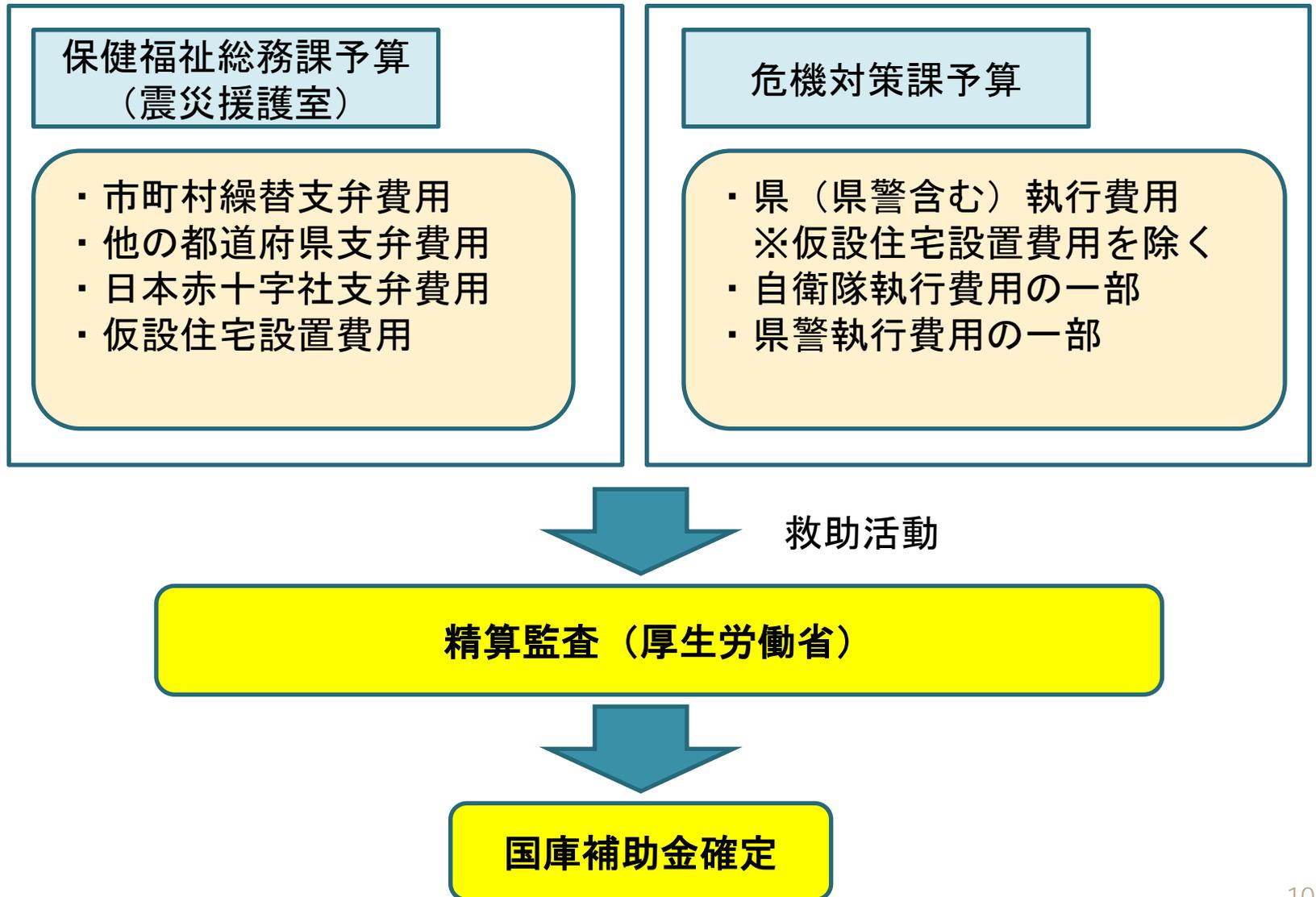
# 応急救助の全体フロー相関図



# 庁内各課対応

救助の種類	主な費用	関係課室
避難所，応急仮設住宅の設置	木炭，薪，コンロ，ブルーシート，プレハブ住宅，民間賃貸住宅等	危機対策課，林業振興課 震災援護室，住宅課
炊き出しその他による食品の給与	おにぎり，パン，調味料等	消費生活文化課，食産業振興課，危機対策課
被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与	衣類，台所用品，掃除用品等	消費生活文化課，危機対策課
医療	DMAT，医療救護班 災害医療コーディネーター負担金， 医薬品購入等	医療整備課，薬務課
埋葬	葬祭用品，納棺等業務委託	食と暮らしの安全推進課
死体の搜索，処理	重機リース，ブルーシート，収容袋，ドライアイス等	危機対策課，食と暮らしの安全推進課

# 救助費（予算）の流れ



# 初動対応～1か月の対応

- 県内35市町村に対し，災害救助法の適用を決定、市町村へ一部事務委任
- 災害救助法に関する厚生労働省，庁内関係課及び市町村からの問合せ
- 対応応急仮設住宅に係る被災者相談対応
- 平成22年度3月専決処分補正予算要求及び国庫申請等の予算措置
- 応急仮設住宅の設置に係る土木部との協議
- 応急仮設住宅に係る被災者相談対応
- 応急仮設住宅等に係る市町村担当職員説明会開催

# 保健福祉総務課の体制

平成23年	3月11日	保健福祉総務課	16名（うち救助法担当2名）
平成23年	4月2日	災害救助法対応チーム	5名
	8日	他県からの派遣職員として高知県	1名増員 チーム計5名
	14日	//	奈良県2名増員 チーム計7名
	5月1日	災害救助法対応チーム	1名増員 チーム計8名
	5月18日	災害救助法対応チーム	5名増員 チーム計14名
	7月1日	震災援護室新設	
		職員11名，他県派遣職員3名，非常勤職員5名	
		臨時職員3名	計22名

# 今後の課題等のまとめ

- 県・市町村の災害対策本部・災害救助法関係部署の命令系統，役割分担
  
- 災害救助法の運用